



中古住宅リフォーム工事補助金交付制度

子育て世帯または若年世帯が居住するため購入した中古住宅のリフォームに対し、補助を行う制度です。

対象者等の要件

- 中古住宅購入補助金の対象世帯であること。
- 中古住宅の取得から半年以内にリフォーム工事を行うこと。

対象工事

中古住宅の経年劣化した性能・機能を実用上支障のない状態まで回復させるため、または従前の機能以上に改善するため行う工事が対象です。

- 40万円以上の工事であること。
- 町内事業者が実施する工事であること。
(対象外となる場合)
- 外構、車庫、倉庫などの工事
- 移築または増築（浴室及び便所の増築は除く。）
- 家庭用電化製品の購入（設置を含む。）
- 他の公的制度による助成を受けている場合

補助金の額

20万円（中古住宅1件に対し1回限り）
※中古住宅購入補助金に加算してもらえます。

申請手続き等

リフォーム工事完了日または居住日のいずれか遅い日から半年以内に、必要書類を添付して町に提出してください。補助金は、審査が済み次第交付されます

(提出書類)

- ① 中古住宅リフォーム工事補助金交付申請書
 - ② リフォーム工事の契約書の写し
 - ③ 工事の見積書
 - ④ 間取り図などリフォーム内容が確認できる書類
 - ⑤ 工事の領収書の写し
 - ⑥ 工事の実績が確認できる写真
 - ⑦ 滞納がないことを証する書類（町税、上下水道使用料、保育料）
- ※⑦の書類は調査同意書を提出する場合は省略できます

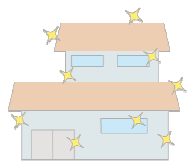
問い合わせ

岡垣町役場 都市建設課 建築住宅係
(TEL 093-282-1211)

中古住宅購入後、町内の業者でリフォームして居住したとき（又は居住してリフォーム）



中古住宅を購入



町内業者により
40万円以上のリフォーム工事



(申請手続き後)
取得補助20万円+リフォーム補助20万円